

札医事一発第91号
平成31年3月22日

院長 各位

札幌市医師会
会長 松家 治道

風しんの追加的対策に係る集合契約の締結について

この度、厚生労働省は、風しんの追加的対策として、平成31年より3年間、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、原則無料で風しんの抗体検査及び予防接種を提供することとし、予防接種法政省令の一部改正等が行われたところでございます。

上記対策については、労働安全衛生法に基づく職場の定期健康診断の場等を活用した抗体検査の実施等、対象者の特性に配慮し、居住地の市区町村以外でも抗体検査及び予防接種を受けられる体制構築を図るべく、日本医師会が医療機関等の契約代理人として、全国の市区町村の取りまとめ団体（全国知事会）との間で、風しんの抗体検査及び風しんの第5期定期接種に係る集合契約を締結することとなりました。

つきましては、当会が本集合契約に参加を希望される医療機関の取りまとめをいたしますので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、実施を希望される医療機関は別紙「委任状A」に必要事項を記入・捺印のうえ、同封の返信用封筒にて、ご返送いただきますようお願いいたします。

記

【風しんの追加的対策の概要】

1. 実施主体：市区町村
2. 実施期間：平成31年4月より3年間（予定）
3. 対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
4. 実施内容（準備が整った自治体から以下の対策を順次開始）
 - (1) 抗体検査の実施（対象者の自己負担なし）
 - ①市区町村より対象者に個別にクーポン券を送付し、抗体検査の受診勧奨を行う。
 - ②医療機関窓口等において、上記クーポン券を提示したものに対し、抗体検査を実施する。
 - ③①及び②の実施にあたっては、特定健診や事業所健診の機会を活用できるようにするなど、抗体検査の実施体制を整備する。

※③の実現のため、全国の市区町村と全国の医療機関・健診機関との間で契約を締結する。これらの契約を円滑に実現するため、日本医師会と全国知事会が契約代理人となり集合契約を締結する。

(2) 定期接種の実施（対象者の自己負担を含め接種単価は市町村ごとに設定）

①市区町村より対象者に個別にクーポン券を送付し、定期接種を受けるよう周知を行う。

②抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体がない方が接種を希望し、クーポン券と抗体が低いことを示す証明書を持参した場合に、MRワクチンの予防接種を実施する。

5. 費用：本対策における風しんの抗体検査については全国统一価格（別表参照）とし、風しんの第5期定期接種については予防接種法に準じ、各市町村が定める額とする。（今後、当会と札幌市との間で別途委託契約書を締結する予定）

6. その他

(1) 「委任状A」並びに関連資料については、当会ホームページ(<http://www.spmed.jp/>)からダウンロードすることが可能です。

(トップページの「インフルエンザ・感染症関連情報」からお入りください。)

(2) 日本医師会と全国知事会との集合契約は平成31年4月1日を予定しております。

(3) 実施医療機関の追加申請の方法については別途示される予定となっております。

《別表》風しん抗体検査価格

	HI法、LTI法	EIA法、ELFA法、CLEIA法、FIA法
健診等の機会に行う場合	1,290円 (税込：1,393円)	2,680円 (税込：2,894円)
月～金曜日午前8時から午後6時までの間、または土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して行う場合（休日※を除く）	4,930円 (税込：5,324円)	6,320円 (税込：6,825円)
上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合	5,430円 (税込：5,864円)	6,820円 (税込：7,365円)

※日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29～31日

※抗体検査の実施にあたっては、各医療機関の診療時間に合わせてご対応頂きますようお願いいたします。